

アスファルト混合物事前審査制度の審査機関の指定期間の延長について

令和2年12月17日付けの公募により審査機関を指定しておりましたが、この度、令和6年12月24日に開催された第3回アスファルト合材の不正納入に関する有識者委員会において、原因分析を踏まえた再発防止策を含む中間報告書が出され、その中でアスファルト混合物事前審査制度の改善が示されました。そのため、次期審査機関の公募については、事前審査制度の改善に合わせた審査機関の公募条件の検討が必要であり、検討が完了するまでは、新たな審査機関を公募することは困難であることを確認したため、現在の審査機関の指定期間を1年間延長するものです。

(1) 指定した審査機関

(一社)日本道路建設業協会関西支部

(2) 審査機関の主な業務

審査機関は、アスファルト混合物事前審査委員会及び立入調査部会の運営に関する業務並びに本制度の実施における以下の事務全般を行います。

- 1) 審査委員会の運営に関する業務
- 2) 立入調査部会の運営に関する業務
- 3) 事前審査申請書類の受付及び書類審査に関する業務
- 4) 審査及び合否判定資料の作成に関する業務
- 5) 認定証の発行事務及び審査結果の公表・報告に関する業務

(3) 審査機関の指定期間

(元期間) 令和3年3月1日～令和7年2月28日【4年間】

(変更期間) 令和3年3月1日～令和8年2月28日【5年間】